

# 複 眼 時 評

人文科学研究所 水野 直樹

今年春以降、朝鮮学校に「高校無償化」制度を適用するかどうか大きな政治問題になっている。「朝鮮学校は北朝鮮の対日工作機関だ」「国民の税金を朝鮮学校につき込むべきではない」などの適用反対論のために、四月

実施のこの制度から朝鮮学校はいつたん除外されることになり、文部科学省や与党民主党内で検討・議論がなされるとともに、各種のマスコミからネット空間までさまざまな意見が飛び交っている。この原稿が活字になる頃には決着を見ている可能性があるが、ここではこの問題をめぐってあまり議論されていない基本的なレベルの問題を考えてみよう。

## 朝鮮学校への「高校無償化」適用問題を考える

まず、学校教育の「無償化」について。「無償化」の政策は、日本が批准している国際人権規約や子どもの権利条約が中等教育(日本の高等学校は後期中等教育に該当する)を無償とするための適当な措置をとることを締約国に求めていることが、一つの根拠となっている。「無償化」が国際条約

子どもに対する扶養控除と、16-19歳の子どもに対する扶養控除の上乗せ分が廃止されたため、小学校から高校までの学校に子どもを通わせている親の税負担が増えることになるが、その見返りとして中学生までには「子ども手当」の支給、高校生には「無償

うに思われる。外国人も納税者であるという観点から無償化問題を考える必要がある。ところで、「高校無償化」といわれる問題は、公立学校の場合は文字通り無償化であるが、それ以外の学校については、「就学支援金」として生徒一人あたり月9900円が学校に支給

ねばならない。次に、朝鮮学校に対する日本政府の扱いを歴史的にとらえることが必要である。1945年以前、日本による朝鮮支配の時期においても、日本に住居する外国人を専ら対象とするものを除くとして、朝鮮学校などの外国人学校を学校制度から排除してき

たのである。20年ほど前まで日本にある外国人学校のほとんどが朝鮮学校であり、政府の外国人学校政策は事実上、朝鮮学校政策であったが、このような朝鮮学校への抑圧と排除の歴史が、2003年の大学受験資格問題、今回の「無償化」問題を生み出すこととなったといえる。

「無償化」がどのように決着するかにかかわらず、植民地支配の時代、東西冷戦の時代に在日朝鮮人の民族教育に対してとってきた政策を根本的に改めること、日本にある外国人学校を制度的にきちんと位置づけ、外国人の子ども達に「学びの場」を保障すること——私たちは現在、これらの課題に向き合っているのである。



みずの なおき(人文科学研究所 教授、朝鮮近代史)